

奈良市公報

第121号

令和6年6月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	1	248	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
5	1	249	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
5	1	250	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	障がい福祉課
5	2	251	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
5	2	252	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
5	2	253	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
5	7	254	放置自転車等の保管	環境政策課
5	7	255	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	7	256	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
5	8	257	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	8	258	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	8	259	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	8	260	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	8	261	放置自転車等の保管	環境政策課
5	8	262	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
5	8	263	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
5	8	264	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
5	9	265	放置自転車等の保管	環境政策課
5	13	266	奈良市公報号外第21号に掲載	道路維持課
5	14	267	住居番号の変更	市民課
5	14	268	住居番号の設定	市民課
5	14	269	奈良市公報号外第21号に掲載	子育て相談課
5	15	270	地縁による団体の認可	地域づくり推進課

監 査

月	日	番号	件名	
5	13	7	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 平 委 員 会				
5	13	1	奈良市公報号外第21号に掲載	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
5	1	29	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
5	7	10	奈良市公報号外第21号に掲載	企業総務課
5	15	30	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件名	
5	9	4	選挙人名簿の登録日の変更	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
5	8	5	農業委員会総会の招集	
議 会				
月	日	番号	件名	主 管
5	9	1	奈良市公報号外第21号に掲載	議会総務課
5	9	2	奈良市公報号外第21号に掲載	議会総務課
5	9	3	奈良市公報号外第21号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第 248 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 6 年 5 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 6 年 5 月 1 日 (水) から令和 6 年 5 月 15 日 (水) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 6 年 5 月 1 日 (水) から令和 6 年 5 月 15 日 (水) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 心身障害者世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 入居の申込みをする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次のaからcまでのいずれかに該当する者であり、かつ、屋内及び屋外での車いす常用者であること。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで）

b 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、恩給法に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者）

c 精神科の診療に経験を有する医師等により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者

(ウ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者を選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 5 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。
基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 4 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和6年5月1日揭示済)

奈良市告示第249号

令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙1の表中

「	かじもとこどもクリニック	学園大和町二丁目31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	を	」
「	かじもとこどもクリニック	学園大和町三丁目203	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	に、	」
「	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F				○	○		○	○	○					を	」
「	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90奈良 セントラルビル1F									○					に	」

改める。

(令和6年5月1日揭示済)

奈良市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号及び第10号の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第51条第4号の規定により告示します。

令和6年5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定取消の内容

1

- (1) 事業所名称 一般社団法人ずいおう
- (2) 事業所所在地 奈良市南京終町四丁目337番地1
- (3) サービス種別 共同生活援助
- (4) 事業所番号 2920100282
- (5) 取消年月日 令和6年4月1日

2

- (1) 事業所名称 多機能事業所もとみ
 (2) 事業所所在地 奈良市南肘塚町45番地3
 (3) サービス種別 生活介護、就労継続支援B型
 (4) 事業所番号 2910102363
 (5) 取消年月日 令和6年4月1日

3

- (1) 事業所名称 訪問介護いろは
 (2) 事業所所在地 奈良市南京終町四丁目337番地1
 (3) サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
 (4) 事業所番号 2910102363
 (5) 取消年月日 令和6年4月1日

(令和6年5月1日揭示済)

奈良市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102801	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町 一丁目 5-53	西北ベース	631-0818	奈良県奈良市西大 寺赤田町 一丁目 5-53	就労継続 支援B型	令和12年 3月31日
2910103122	あをに工房 株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮 町五丁目 3番14 号不動ビ ル406	ディーキャ リア奈良オ フィス	631-0822	奈良県奈良市西大 寺栄町 3-27	就労定着 支援	令和12年 3月31日
2910104294	エムツーエ ステイト株 式会社	619-0214	京都府木 津川市木 津殿城 95番地	こころの友 work	631-0805	奈良県奈良市右京 一丁目 3-1 平城 第二団地 3号棟 110号室	就労継続 支援B型	令和12年 3月31日
2910104302	株式会社な なんち	631-0801	奈良県奈良市左京 三丁目 21-16	グループホ ーム寧楽さ ん	631-0801	奈良県奈良市左京 三丁目 21-16	短期入所	令和12年 3月31日
2910104310	クラム合同 会社	631-0032	奈良県奈良市あや め池北二 丁目8番	やまと・よ ろず奈良中 央事業所	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町四丁目 11-4 森	就労継続 支援B型	令和12年 3月31日

			21号			本マンション102号		
2920100712	株式会社ななんち	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目21-16	グループホーム寧楽さん	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目21-16	共同生活援助	令和12年3月31日
2920100720	合同会社ミューズ	637-0037	奈良県五條市野原中四丁目5番地41号伊谷アパート2F	おれんじ	630-8114	奈良県奈良市芝辻町1-9-19 101・102・103・104・204	共同生活援助	令和12年3月31日

(令和6年5月2日揭示済)

奈良市告示第252号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和6年5月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100459	スワール合同会社	630-8124	京都府木津川市木津町瓦谷41番地	スワールキッズ奈良教室	630-0064	奈良県奈良市帝塚山南五丁目1-33	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年3月31日
2950100467	特定非営利活動法人ザ・ホープフル	544-0012	大阪府大阪市生野区巽西一丁目2-3	のんたん分室	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1-11	放課後等デイサービス	令和12年3月31日
2950100475	合同会社カイカ	630-0252	奈良県生駒市山崎町4-5NDAビル5階	放課後等デイサービス kaika 真弓教室	631-0007	奈良県奈良市松陽台3-1-22 2階	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年3月31日
2950100483	合同会社みつばち	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-18	みつばちキッズ	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-18	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和12年3月31日

(令和6年5月2日揭示済)

奈良市告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定す

る指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 6 年 5 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 3 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100870	特定非営利活動法人かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	居宅介護事業所かかしホーム行動援護事業所遊遊	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目 3-21	居宅介護、行動援護
2910102173	株式会社ライフケア・ビジョン	533-0033	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目 18 番 22 号	ハッピースタッフ奈良新大宮	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目 6 番地の 1 アルファコート 204 号室	居宅介護、重度訪問介護
2910103072	株式会社ライフケア・ビジョン	533-0033	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目 18 番 22 号	ハッピースタッフ奈良学園前	631-0016	奈良県奈良市学園朝日町 8 番 8 号	居宅介護、重度訪問介護
2910103395	株式会社明慶	630-8036	奈良県奈良市五条畑二丁目 1 番 1-101 号	ホームヘルプ めい	630-8036	奈良県奈良市五条畑二丁目 1 番 1-101 号	居宅介護
2910104153	合同会社草庵	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目 8 番 22 号-401 号	マザーhome2	631-0013	奈良県奈良市中山町西三丁目 362 番 8	短期入所
2920100308	株式会社寧楽	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目 21-16	寧楽	631-0801	奈良県奈良市左京三丁目 21-16	共同生活援助
2920100696	合同会社草庵	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目 8 番 22 号-401 号	マザーhome2	631-0013	奈良県奈良市中山町西三丁目 362 番 8	共同生活援助

(令和 6 年 5 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 254 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 4 月 17 日

3 移動対象区域

新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 6 年 5 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 255 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 5 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199244	介護予防 訪問看護	株式会社今西建商	奈良県奈良市都祁 友田町 1459 番地	訪問看護ステーションはなみずき	奈良県奈良市都祁 友田町 1463-1 番地
2960199277	(介護予防) 訪問看護	株式会社 RANOK	大阪府大阪市西区 北堀江一丁目 1 番 18 号	訪問看護ステーションフレンドリー奈良	奈良県奈良市あやめ池北三丁目 10-7 あやめ池ガーデン ハイツ 505 号室
2970190639	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	有限会社コミュニティサポートかなで	奈良県奈良市六条 西三丁目 14 番 4 号	福祉用具のかなで	奈良県奈良市六条 西三丁目 13-15

（令和 6 年 5 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 256 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 5 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所

2970190647	居宅介護支援	医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1	サンライフ学園前ケアプランセンター	奈良県奈良市学園大和町五丁目724-4
------------	--------	---------	---------------------	-------------------	---------------------

(令和6年5月7日揭示済)

奈良市告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年2月8日 奈良市指令整開 第21A-19号

令和4年7月21日 奈良市指令整開 第21A-19-1号

令和6年3月29日 奈良市指令整開 第21A-19-2号

令和6年4月30日 奈良市指令整開 第21A-19-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年5月8日 第1889号

公共施設 令和6年5月8日 第947号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町七丁目379番1、379番4、531番7、534番5、534番9及び691番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階

RA奈良特定目的会社 取締役 佐藤 司

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市大宮町七丁目379番1の一部

防火水槽：奈良市大宮町七丁目531番7の一部

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	北浦 守 奈良市長谷町1603番地	東 保則 奈良市長谷町1279番地

2 変更の年月日

令和6年4月1日

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	市川 豊 奈良市五条西一丁目 32 番 6 号	阪井 克次 奈良市五条西二丁目 2 番 10 号

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	阪井 克次 奈良市五条西二丁目 2 番 10 号	後藤 茂一 奈良市五条西二丁目 12 番 7 号

2 変更の年月日

1 回目 令和5年4月2日

2 回目 令和6年4月7日

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により中山泉ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	相馬 英一 奈良市中山町 185 番地の 7	和田 達生 奈良市中山町 200 番地の 116

2 変更の年月日

令和6年4月13日

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第261号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年4月24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第262号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年4月21日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970190183	訪問介護	合同会社 necco	奈良県奈良市青山二丁目1番地の32	ケアサポート貴都	奈良県奈良市青山四丁目3番地の2

2 廃止年月日 令和6年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107922	訪問介護	株式会社さくらんぼ	京都府木津川市州見台一丁目19-16	ケアサポートさくらんぼ	奈良県奈良市杏町570番地の1クレール雅101号室

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第263号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年3月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960197438	(介護予防)訪問看護	合同会社あゆみ	奈良県奈良市平松一丁目31番24号	訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市平松一丁目31番24号

2 廃止年月日 令和6年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960190540	(介護予防)訪問看護	社会福祉法人晃宝会	奈良県奈良市茗荷町808-1	訪問看護ステーションいちご	奈良県奈良市南紀寺町一丁目219あじさい第3ビル1階

(令和6年5月8日揭示済)

奈良市告示第 264 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 4 月 30 日

事業所番号	サービス の種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107922	居宅介護 支援	株式会社さくらんぼ	京都府木津川市州 見台一丁目 19-16	ケアサポートさくら んぼ	奈良県奈良市杏町 570 番地の 1 クレ ール雅 101 号室

(令和 6 年 5 月 8 日揭示済)

奈良市告示第 265 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 5 月 1 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 5 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 267 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	尼辻南町 8 番 2 号
変更後	尼辻南町 8 番 2-7 号

(令和 6 年 5 月 14 日掲示済)

奈良市告示第 268 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
七条西町一丁目 50 番 17 号	四条大路南町 20 番 10 号
富雄元町一丁目 20 番 8 号	若葉台四丁目 5 番 20 号
帝塚山三丁目 2 番 16 号	疋田町三丁目 2 番 24 号
学園南二丁目 19 番 5-1 号	西登美ヶ丘二丁目 10 番 11 号
学園南二丁目 19 番 5-2 号	四条大路南町 7 番 7 号
西登美ヶ丘一丁目 8 番 20 号	菅原東一丁目 8 番 26 号
若葉台四丁目 3 番 32-5 号	大宮町一丁目 4 番 29-室番号
若葉台四丁目 3 番 32-6 号	百楽園三丁目 14 番 5 号
登美ヶ丘二丁目 2 番 11 号	
学園緑ヶ丘三丁目 14 番 3 号	
あやめ池北一丁目 2 番 24 号	
六条一丁目 22 番 9-3 号	
秋篠三和町二丁目 6 番 20 号	
三松ヶ丘 19 番 2 号	
若葉台四丁目 5 番 3 号	
三条大路一丁目 6 番 10-1 号	
三条大路一丁目 6 番 10 - 2 号	
西登美ヶ丘二丁目 12 番 29 号	
東登美ヶ丘一丁目 11 番 16-2 号	

(令和 6 年 5 月 14 日掲示済)

奈良市告示第 270 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 名称
八条第一自治会
- 2 規約に定める目的
 - (1) 会員相互の親睦に関する事。
 - (2) 環境整備に関する事。
 - (3) 防災防犯活動に関する事。
 - (4) 社会福祉活動に関する事。
 - (5) 集会所等の維持管理に関する事。
 - (6) 広報誌発行等の広報に関する事。
 - (7) 市及びその他の関係団体との連絡調整に関する事。
 - (8) その他本会の目的を達成するため必要と認められる事。

3 区域

本会の区域は、次のとおりとする。

八条一丁目1番地から21番地まで、51番地から76番地まで、821番地から826番地（821番地の6、822番地の1、822番地の3、823番地、824番地、825番地の2から3まで、826番地の1から2までを除く。）まで、830番地の1から2まで、831番地から845番地まで、八条三丁目80番地から87番地まで、696番地から717番地まで

4 事務所

本会の事務所は、奈良市八条一丁目834番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 東井 嘉男

奈良市八条一丁目6番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席者(委任を含む。)の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和6年5月15日

(令和6年5月15日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和6年5月13日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司
奈 監 第 12 号
令 和 6 年 5 月 9 日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年3月12日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求(受付番号102号。以下「本件住民監査請求」という。)に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

住民監査請求ができるのは、法第242条第1項に規定する違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるところ、本請求書に記載されている請求の要旨のうち、住民監査請求ができる事項に該当する部分の要旨について、次のとおりと解した。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

令和 5 年 9 月 6 日に提出した住民監査請求の結果通知に公印を押印せずに郵送した後に、公印を押印した結果通知を持参したため、無駄になってしまった当該郵便代金を監査委員事務局長及び関与した職員に支払わせるよう請求する。

あわせて、過去にもこのような郵便代金が無駄となった事例があれば監査し、当該職員に支払わせるよう請求する。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は監査委員事務局自体の体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方の検証を求める。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 3 月 27 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

なお、要件審査を行った監査委員のうち、非常勤の識見監査委員は令和 6 年 3 月 31 日付けで退任し、同年 4 月 1 日付けで現委員が就任している。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

令和 5 年 9 月 6 日に提出のあった住民監査請求を受け、同年 11 月 8 日に郵送した、公印のない監査結果通知（以下「本件通知」という。）に要した郵便代金が、違法又は不当な公金の支出であったか否かに加え、郵便代金の切手貼付額に違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否か、公印付き結果通知（以下「再通知」という。）において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについても監査対象事項とした。

あわせて、過去における郵送事務において、住民監査請求をすることができる、財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過していない事例に限り、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査委員事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 6 年 4 月 18 日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 6 年 4 月 18 日に監査委員事務局長及び同局主幹に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 本件住民監査請求に係る主な経緯について

	日 付	内 容
①	令和 5 年 11 月 8 日	本件通知を郵送
②	令和 5 年 11 月 9 日	本件通知に公印がないことに気付いたため、請求人に対し、その事実と改めて再通知を送付する旨を伝えた。
③	令和 5 年 11 月 10 日	当日に定期監査があった出先機関から請求人宅まで徒歩で再通知を持参した。

(2) 住民監査請求における受理通知、結果通知等の各種通知の送付方法については、原則郵送にて施行されている。このうち結果通知に係る郵便については、結果公表（告示）を行うに当たり、請求人に到達したことを確認する必要があることから簡易書留を利用している。また、必要に応じ速達を利用している。

(3) 本件通知に係る郵便代金については、本件通知が結果通知であることから簡易書留（84 円＋350 円）を利用し、速達 260 円を加え 694 円となった。

(4) 過去 1 年分の郵送事例は 15 件であった。

3 監査委員の判断

請求人は、住民監査請求の結果通知に公印を押印せずに郵送した後に、公印を押印した結果通知を持参したのであるから郵便代金が無駄になってしまったと主張しているもので、このことについて判断する。

本件通知は公印がない文書となったものの、たとえ公印がなくとも、監査結果に何ら影響を与えるものではなく有効なものであると考える。また、過去に複数の裁判事例において、公印がないことにより文書自体が無効となるものではなく有効なものと判示されていることから本件通知が有効なものであると判断することができる。加えて、文書の体裁に関係なく監査結果を請求人に通知するという所期の目的は達成されていることから、本件通知に要した郵便代金自体が違法又は不当な公金の支出に当たらないことは明らかである。

本件通知に要した郵便代金の切手貼付額については、郵送事務における裁量の範囲内の額面であり、違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかった。

再通知については、定期監査の用務で出先機関に赴き、請求人宅まで徒歩で持参したものであり、このことに関して違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかったと判断する。

また、過去 1 年分の郵送事務については、全 15 件を確認したところ、いずれも状況に応じて適切に事務処理されており、違法又は不当な公金の支出に当たる点はなかった。

以上のように、本件通知、再通知のほか、過去 1 年分の郵送事務について違法又は不当な公金の支出に当たる点は見受けられなかった。

よって、本件住民監査請求には理由がないため、主文のとおり決定する。

第 4 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、本件は監査委員事務局自体の体制及び対応についての監査請求であることから本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

(令和 6 年 5 月 13 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 29 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 6 年 5 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 6 年 5 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平松四丁目 360-1 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
中山町 1290-1 他	②	分流	
大宮町七丁目	③	分流	
中山町 1290-3 他	④	分流	
菅原東一丁目 668 他	⑤	分流	
南新町 171	⑥	分流	
横井六丁目 581-3	⑦	分流	

位置図省略

(令和 6 年 5 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第30号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
第一環境 株式会社	代表取締役社長 玉木 孝一	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目8番8号	令和6年5月8日

(令和6年5月15日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会**奈良市選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和6年6月1日現在において本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録日を令和6年6月3日とします。

令和6年5月9日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

(令和6年5月9日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第5号**

奈良市農業委員会令和6年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和6年5月8日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和6年5月15日（水） 午後3時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (6) 知事許可について

(令和6年5月8日揭示済)